

議案第 17 号

議決第 号

始良市給水条例の一部を改正する条例の件

始良市給水条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市給水条例の一部を改正する条例

始良市給水条例（平成22年始良市条例第223号）の一部を次のように改正する。
第9条の見出し中「施工」を「施行」に改め、同条第1項中「施工」を「施行」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長又は他の市町村長が指定した指定給水装置工事事業者により当該工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第9条第2項から第4項までの規定中「施工」を「施行」に改める。

第11条第1項、第14条、第15条第1項、第16条第1項、第38条第2項及び第43条第2号中「施工」を「施行」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。